



SHOINJUKU

第2回 政策検討ディスカッション 『中国電子商取引法の施行とインバウンド 需要対応のあり方』 ～「爆買い」の終焉と中国市場への参入戦略～

4月11日 木曜日 14:00～17:00

松蔭塾塾生および同伴企業 無料

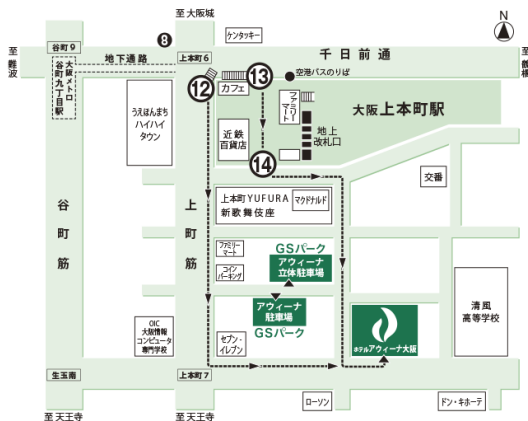
2017年の中国における年間EC取引（B to B取引を含む）の取引合計額は29兆1600億人民元（約500兆円）に達したといわれ、中国のEC業界は近年急成長を遂げています。他方で、模造品の流通を指摘されることも多く、また、ECプラットフォーム事業者と当該プラットフォームに出店する事業者の法的関係性や、それぞれが消費者（ユーザー）に対してどのような法的責任を負うのかといった点が不明瞭でした。これを受けて、全人代常務委員会で検討され、2018年8月31日に本法が成立し、2019年1月1日に施行されました。これにより、消費者の生命や健康に関わる商品・サービスについて、「電子商務プラットフォーム経営者」が「出店者」の資質や資格について審査を尽くさず、消費者に損害を与えた場合、消費者に対する安全確保の義務を怠ったとし、「電子商務プラットフォーム経営者」が責任を負うこととなります。また、知的財産権を侵害していたり、模倣品を販売している「出店者」を放置した場合、日本円で約800万円から3,200万円の制裁金が課されます。

この法律の施行により、代理購入業者による出品が困難になり、今年に入り「爆買い」はすっかりなりを潜める結果となりました。偽物の流通が規制され正常化されていく中国のEC市場は、日本企業にとっても魅力ある市場へと変貌しつつあります。しかし、その参入には未だ多くの参入障壁があるのも現実です。リスクヘッジをしながら市場への参入を実現するスキームを検討し、なんらかのかたちで魅力ある消費市場へのリーチをする施策を実現する一助とできればと考えております。是非、ご参加くださいますようお願いいたします。

開催概要

- 14:00～ 開講のご挨拶 松蔭塾長 玉谷 一夫
- 14:20～ リソースプレゼンテーション
「魅力ある中国市場へのローリスクでの参入施策」 松蔭塾 畑田正徳
- 15:00～ ディスカッション
「中国の消費市場参入のリスクと対処方法」
- 17:00 終了

会場



ホテルアウィーナ大阪
（公立学校共済組合大阪宿泊所）
〒543-0031 大阪市天王寺区石ヶ辻町19番12号
●近鉄「大阪上本町」駅（14番出口）より南へ（徒歩約3分）
●大阪メトロ谷町線「谷町九丁目」駅より地下通路を東へ進み、上本町駅（14番出口）より南へ（徒歩約8分）

お問合せ／お申込み

運営事務局 有限会社スパーク

MP: 090-3825-9995（玉谷一夫）

FAX: 06-7632-4145

お申込み

貴社名		お電話	
ご芳名		お役職	